

平成 23 年東北地方太平洋沖地震および津波義援金配分委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた被災者（以下「被災者」という。）への援護の一助として、県内外各地の支援者から送られた義援金を被災者に配分するため、岩手県地域防災計画に基づき、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から委員会に引き継がれた義援金の配分基準の策定及び配分に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員により構成し、委員については別に定める。

2 委員への就任については、知事が委嘱する。

3 委員会は、特定の課題について協議する組織として、全部又は一部の委員及び知事が指名する有識者を構成員とする部会を設置することができる。

(役員)

第 4 条 委員会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長 1 名
- (2) 監事 2 名

(役員職務)

第 5 条 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 監事は、委員会及び委員会が配分した義援金を被災者に配分するために市町村が設置している配分事務局の会計を監査する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が議長となる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、岩手県復興防災部復興くらし再建課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱は、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

附則

この要綱は、平成 23 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 12 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。